参考様式第5－1号

山　産　第　4　4　3　号
令　和　8　年　10　月　29　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山辺町長　安達　春彦

市町村名 （市町村コード）	山辺町 （6301）
地域名 （地域内農業集落名）	相模地区 （根際、大塚、要害、山辺地区の一部（山辺、三河尻））
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月29日 （第1回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

条件の良い農地の情報を地域・行政・農地中間管理機構等で共有し、農業を担う者へ提供する。
　担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員などの関係者と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
　法人組織への団地化を図り、農地中間管理機構を通じて集団化を進める。

（2）　地域における農業の将来の在り方

　水稲においては、県内でも代表的な品種である「はえぬき」や「つや姫」の作付けの他、以前から取り組んでいる飼料用米プロジェクトに用いる「ふくひびき」の団地化に取り組んでおり、分散作圃の解消や法人化した経営体への近接農地の集積を進めることにより、効率的な作業環境を整えることで、既存の営農範囲の維持を図っていく。また、果樹においては高収益産品の栽培継続への支援や農業法人による大規模営農の継続を図る。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		257　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	257　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

　農振農用地区域については、原則農業上の利用が行われる区域とする。
　農振農用地区域内であっても、現在保全管理を行っており、今後も耕作が見込まれない区域は、保全・管理等を進める区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
条件の良い農地の情報を地域・行政・農地中間管理機構等で共有し、農業を担う者へ提供する。 担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員などの関係者と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。 法人組織への団地化を図り、農地中間管理機構を通じて集団化を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借の際は、原則として農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農地利用最適化推進委員などの関係者と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
（3）基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用しながら、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。 「田んぼダム」の実施に必要な排水桝等の基盤整備を実施する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
山形県やJA、山辺町認定農業者連絡協議会、山辺町青年農業者連絡協議会と連携し、地域内外から多様な経営体を受入れ、栽培技術や農業用機械購入等の支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業などは町航空防除協議会などへの参加を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵設置の支援を行うとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
③農業用ドローンによる農薬の空中散布を推進することで、作業効率の向上や肉体的な負荷の低減が期待される。
⑦耕作放棄地を発生させないようにするため、中山間地域等直接支払、多面的機能支払交付金等を活用した保全管理（条件整備）を行う。
⑨相模地区で生産された飼料用米は、町内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は町内の生産者に供給する。